

◆申請のご案内◆

新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は最長1年間の徴収の猶予を受けられる可能性があります。

申請日の翌月に納期限が到来する分まで合わせて申請できます。

また、納税通知書(決定通知書)が届く前には申請できません。

下記をご確認の上、ご希望の方は申請書類等をご提出ください。(※原則郵送)

要件	下記の1. 2の両方を満たす方(特別徴収義務者を含む)
	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること 2. 一時に納付を行うことが困難であること

対象	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税(料)			
	税(料)目	始期		終期
	市民税・都民税(普通徴収)	令和2年度【1期】	～	令和2年度【4期】
	市民税・都民税(特別徴収)	平成31年度【1月】	～	令和2年度【12月】
	固定資産税・都市計画税	平成31年度【4期】	～	令和2年度【3期】
	軽自動車税(種別割)	令和2年度分		
	国民健康保険税	平成31年度【8期】	～	令和2年度【7期】
介護保険料(普通徴収)	平成31年度【8期】	～	令和2年度【7期】	

※「随期」と表示があるものについては納期限をご確認ください。

※法人市民税についてはお問い合わせください。

申請期限	各納期限
------	------

※翌月に納期限が到来する分まで合わせて申請できます。ただし、翌月末以降においても納付困難な

状況が継続すると判断できた場合には、令和3年2月1日までの期別についても申請を受け付けます。

※やむを得ず、申請が遅れた場合はご相談ください。

猶予期間	各納期限の翌日から最長1年間
------	----------------

※ご希望の期間(最長1年間)で設定可能ですが、延長はできません。想定される最長期間でご申請ください。

申請書類等	1. 徴収猶予申請書 ^特	★様式あり
	2. 事実を証する書類【比較可能なふたつの期間(令和2年2月1日から令和3年2月1日までの任意の期間<1か月以上>と前年同期)の給与明細や、通帳のコピーなど】	
	下記は猶予申請額によって異なります	
	【猶予申請額が100万円以下の場合】	
	3. 財産収支状況書	★様式あり
	【猶予申請額が100万円を超える場合】	
	4. 財産目録	★様式あり
	5. 収支の明細書	★様式あり

※1以外の書類について、やむを得ない事情で提出書類が用意できない場合はご連絡ください。

※3.4.5について、不明な項目がある場合は、可能な範囲でご記入ください。

※他の行政機関(税務署等)から猶予の特例を認められ通知を受けている場合は、一部書類を省略できる場合があります。

申請後の流れ	郵送にて許可または不許可の決定通知をお送りします
--------	--------------------------

※申請内容について納税課から連絡をする場合がございます。

※申請書には日中ご連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。

☎申請書類の送付先

東久留米市役所 納税課納税係
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
電話 042-470-7730(直通)

令和2年9月11日版